

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加須市長 角田 守良

市町村名 (市町村コード)	加須市 (11210)	
地域名 (地域内農業集落名)	加須地域第2地区 不動岡、三俣、樋遣川、大越 (本村・上町・庚木・古川・銭見・沖屋・大道下・串作・上手・中島・西耕地・鍋沼・南部3・南部2・南部1・北部3・北部2・北部1・北小浜3・北小浜2・北小浜1・多門寺南・多門寺北・北篠崎1・北篠崎2・北篠崎3・北篠崎4・又根・南瀬田和・一両野・本樋遣・下樋遣第一・白倉・地蔵堀・立野・宮の下・古宮・稲荷台・北瀬田和・中樋遣第一・七釜戸・戸川第一・戸川第二・町屋新田第一・町屋新田第二・古川上・古川中・古川下・前田・樋の口・中内・別所・長竹・笹道・馬場・六軒三谷・原猪子・利崎・大川・宮西・宮東・堤崎・南台・北台・新田・下の下・下の上・本田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月17日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・加須地域第2地区のうち、樋遣川地区と大越地区では水稻を中心とした土地利用型農業が盛んであり、若手の大規模志向農業者が存在している。不動岡地区では胡瓜等の施設園芸と水稻の複合的な農業経営が行われており、後継者も存在している。三俣地区ではほ場未整備の農地が残る中、農業者の高齢化が進んでいる。

・区域内における75才以上の農業者の農地面積は、区域内の農用地等面積の約26%を占めている。このうち約92%が後継者不在の農地面積となっており、農地の受け手の確保が必要である。

・令和6年に実施した「地域計画策定に係る意向調査」の結果では、「10年後までに離農したい」という意向の農業者が約40%存在するが、現状を維持したいという意向の農業者も同程度存在する。

・今後、農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積が、規模縮小などの意向のある農地面積より多い状況である。

・気候変動に伴い、高温障害や害虫被害が増加している。

・地権者が開発を要望するエリアがある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻などの土地利用型作物を主要作物としつつ、露地野菜や施設園芸などに取り組む。

・上樋遣川、町屋新田、戸川、下樋遣川、中樋遣川、大越、下谷地区の各協議会を中心に農地中間管理事業を推進し、農地の集積・集約を促進する。(令和6年4月1日時点の協議会集積合計面積 約483ha)

・規模拡大の意向を示す農業者との情報共有を図り、必要に応じて当該農業者への農地の集積・集約を行う。

・認定農業者、認定新規就農者、若手農業者が地域に入りやすい仕組みを整備する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内的の農用地等面積	1,588 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,588 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

市街化区域を除く農地全域。

注：区域内的の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、規模拡大に意欲的な農業者へ農地の集積・集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域の実情や農業を担う者の意向に応じて、農地中間管理機構を活用し集約を図っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構農地耕作条件改善事業等の実施や市の農地集積事業の利用等によって、ほ場の区画拡大による効率化及び低コスト化を図り、担い手への農地の集積・集約化を加速させていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業を担う者が営農を継続できるよう、市、加須農林振興センター、JA等の関係機関と連携し相談体制を確立するとともに、農地の斡旋や農作物の栽培技術指導などの支援を行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
株式会社かぞ農業公社等の農業支援サービスの情報収集を行い、活用できるサービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②加須市環境保全型農業推進協議会を中心に、有機農業等による化学肥料・化学合成農薬の使用低減に段階的に取り組んでいく。
- ④水田を畑地化して団地化を形成する農地については、そばや大豆等の畑作物の作付けに取り組んでいく。
- ⑦多面的機能支払交付金により、活動組織を支援することで草刈りや泥上げ等を実施し、農地の荒廃化を防ぐ。
- ⑨地域内で生産された子実用トウモロコシなどの飼料作物を飼料製造会社で配合の上、畜産農家に供給し、家畜排泄由来堆肥を飼料作物の生産者へ供給する取組みを進める。
- ⑩気候変動に伴う高温障害や害虫被害に対して、耐性のある品種の作付けや適切な予防策等を推進する。

# 加須地域第2地区 地域計画 区域図

